

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

昭島市保育園長会

子ども家庭部子ども子育て支援課

昭島市青少年補導連絡会（代表者会）

子ども家庭部子ども育成課

昭島市社会教育団体補助金の対象団体

生涯学習部スポーツ振興課

昭島市監査委員

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

第2 監査の対象

| 財政援助団体 | 所管部課 |
|-------------------|-----------------|
| 昭島市保育園長会 | 子ども家庭部子ども子育て支援課 |
| 昭島市青少年補導連絡会（代表者会） | 子ども家庭部子ども育成課 |
| 昭島市社会教育団体補助金の対象団体 | 生涯学習部スポーツ振興課 |

第3 監査の範囲

平成30年度に交付された「昭島保育まつり補助金」、「青少年保護育成推進事業補助金」に係る出納その他の事務及びスポーツ振興課に係る平成30年度「昭島市社会教育団体補助金」の交付に係る手続

第4 監査の実施日、場所、対象団体及び所管部課

1 実施日 令和元年10月18日（金）

2 実施場所 監査事務局

| | | |
|--------|-------------------|---------------|
| 3 対象団体 | 昭島市保育園長会 | 事務局：子ども子育て支援課 |
| 及び | 昭島市青少年補導連絡会（代表者会） | 事務局：子ども育成課 |
| 事務局 | 所管部課：生涯学習部スポーツ振興課 | |

なお、予備調査については、令和元年9月2日から同年9月17日までの間で実施した。

第5 監査の期間

令和元年8月13日から令和元年11月27日まで

第6 監査の手続

財政的援助を与えている対象団体及び当該団体の所管部課から関係書類の提出を求め、第7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の着眼点

1 所管部課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。公益上の必要性が認められるか。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期、手続きは適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行確認は、実績報告書によりなされているか。
- (6) 補助金実績報告の審査は、証拠書類等に基づき行われているか。
- (7) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 事業計画書、予算書、事業報告書、決算書等と市へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合しているか。
- (2) 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 補助事業は適正に実施され、十分に効果が上げられているか。
- (4) 補助金の収支会計経理は適正に行われ、出納関係の帳票の整備、記帳は適正か。
- (5) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制、内部統制は有効に機能しているか。
- (7) 団体の監査は、有効に機能しているか。
- (8) 団体の諸規程等は、整備されているか。

第8 概要

1 昭島市保育園長会

(1) 目的

昭島市における教育・保育事業の円滑な推進を図るとともに教育・保育内容の充実を目的としている。

(2) 所在地（事務局）

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号（子ども子育て支援課子ども子育て支援係）

(3) 事業内容

保育事業・制度において行政と協議・協力を図り、職員研修会を実施するとともに保育まつりの開催・運営を行う。

(4) 組 織

昭島市にある認可保育所及び認定子ども園の施設長から構成される。

| | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |

※書記及び会計は事務局職員が担当する。

2 昭島市青少年補導連絡会（代表者会）

(1) 目 的

青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、青少年をめぐる諸問題を解決するため、各地区の情報交換や連携協力をはかり、関係機関・団体との連絡調整を行い、青少年の健全な育成をはかることを目的とする。

(2) 所在地（事務局）

昭島市田中町一丁目 17 番 1 号（子ども育成課）

(3) 事業内容

会議（年 4 回）、講演会（年 1 回）、社会を明るくする運動及び青少年フェスティバルでの啓発活動

(4) 組 織（平成 31 年 3 月末日現在）

| | |
|---------------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 各地区補導連絡会代表 | 6 名 |
| 民生・児童委員代表 | 3 名 |
| 警 察 署 少 年 係 長 | 1 名 |

3 生涯学習部スポーツ振興課が所管する社会教育団体

| |
|----------------|
| 昭島市体育協会 |
| 昭島リトルリーグ野球協会 |
| 昭島少年野球連盟 |
| 昭島市早朝軟式野球連盟 |
| 昭島市ゲートボール協会 |
| 昭島市フットベースボール協会 |
| 昭島くじらスポーツクラブ |

第9 補助事業の内容

1 昭島市保育まつり補助金

| 補助金交付団体名 | 補助金交付額 |
|------------------|-----------|
| 昭島市保育園長会 | 148,220 円 |
| 補助対象経費：会場使用料、保険料 | |

2 青少年保護育成推進事業補助金

| 補助金交付団体名 | 補助金交付額 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 昭島市青少年補導連絡会 (内、代表者会運営経費) | 570,000 円 (90,000 円) |
| 補助対象経費：会議費、資料費、講師謝礼 | |

3 昭島市社会教育関係団体補助金

| 補助金交付団体名 | 補助金交付額 |
|----------------|-------------|
| 昭島市体育協会 | 3,070,000 円 |
| 昭島リトルリーグ野球協会 | 258,000 円 |
| 昭島少年野球連盟 | 103,000 円 |
| 昭島市早朝軟式野球連盟 | 100,000 円 |
| 昭島市ゲートボール協会 | 300,000 円 |
| 昭島市フットベースボール協会 | 50,000 円 |
| 昭島くじらスポーツクラブ | 1,000,000 円 |
| 合 計 | 4,881,000 円 |

第10 監査の結果

1 昭島市保育まつり補助金

(1) 対象団体（昭島市保育園長会）

昭島市保育まつり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、昭島市保育園長会に交付した補助金の対象となる経費の出納事務について、普通預金通帳、証拠となるべき書類と昭島市保育まつり補助金実績報告書等を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

また保育園長会の設置目的について「昭島市における教育・保育事業の円滑な推進を図るとともに教育・保育内容の充実を目的とする」とあることから、昭島市保育まつりに関しても良好な保育活動及び各園・地域等の交流の場として提供されており、公益上の必要性が認められた。

(2) 所管部課（子ども家庭部子ども子育て支援課）

補助金交付に係る事務手続きは概ね適正であるものと認められた。

なお、当該補助金は、事業の実施後の実績払いされていることから、事業内容に沿った要綱改正を行うか、または、交付申請、交付決定といった一連の交付手続きについて適切な時期に行うか検討されたい。

2 青少年保護育成推進事業補助金

(1) 対象団体（昭島市青少年補導連絡会（代表者会））

青少年保護育成推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、昭島市青少年補導連絡会（代表者会）に交付した補助金の対象となる経費の出納事務について、普通預金通帳、証拠書類等を照合した結果、概ね適正に処理されているものと認められた。

(2) 所管部課（子ども家庭部子ども育成課）

補助金交付に係る事務手続きは概ね適正であるものと認められた。

なお、昭島市の令和2年度予算編成方針の中で「既定の補助金等について、要綱等の確認とともに、対象事業の内容や執行率の実績を精査すること。特に、食糧費等不適切な充当がないか確認すること。精査の上、可能なものについては削減すること。なお、財政援助団体等に対しては、市の財政状況を十分に説明し、団体の自主的・独自の改善努力を促すなど、更なる経費の削減等について指導を行うこと。」されているところであり、当該補助金についても、この方針に従い適切な見直しに努められたい。

3 昭島市社会教育関係団体補助金

所管部課（スポーツ振興課）

補助金交付に係る事務手続きは概ね適正であるものと認められた。

なお、当該補助金に係る交付要綱は、生涯学習部社会教育課及びスポーツ振興課の二課において補助金交付を行う場合の要綱であり、主に社会教育団体（社会教育課）を対象とすることから、現状のスポーツ団体に対する補助金交付要綱としては馴染まない面も出てきている。したがって、スポーツ団体に対する独自の要綱を整備されるよう努められたい。

4 監査委員意見

市民団体の各事業活動を支援し、育成・発展に寄与する点において、補助金の果たす意義は大きい。また一方で補助金は、公益上必要があると認められた場合において、対価なくして支出するものであることから、公平性・透明性の確保が求められるものである。

したがって、本市において補助金の執行に当たっては、諸規程を整備し、当該手続を明確にすることによって補助金支出の適正化を図ってきているところである。

引き続き、補助金の執行に当たっては、定められた諸規程に従い適正な管理に努められたい。